新　城　市

工事現場における現場代理人の常駐義務の緩和について

本市発注の建設工事について、現場代理人は新城市建設工事等事務手続要綱の規定により、常駐で配置することとしているため、全ての工事において他の工事の現場代理人を兼ねる事ができないとしてきましたが、要綱の改正及び「現場代理人及び主任技術者に関する特約条項」の制定により、一定条件の下に１件の工事まで兼務できることとしました。

　兼務できる内容については、下記のとおりです。

１　適用範囲

1. 当初設計額が500万円未満の建設工事又は建設工事に該当しない工事（草刈り、溝浚い等）
2. （１）のいずれかの工事と請負代金額が3,500万円未満の建築一式工事以外の建設工事（建築一式にあっては7,000万円未満）

|  |
| --- |
| ◇兼務可能な案件（建築一式にあっては7,000万円未満と読み替えます。）  ・当初設計額が500万円未満の建設工事 と 建設工事に該当しない工事  ・当初設計額が500万円未満の建設工事 と 請負代金額が3,500万円未満の建築一式工事以外の建設工事  ・建設工事に該当しない工事 と 請負代金額が3,500万円未満の建築一式工事以外の建設工事 |

２　条件

1. いずれも新城市発注工事とします。
2. 同時に兼務できる工事件数は、１件までとします。
3. 兼務した工事現場間で、常時連絡をとれる体制の工事とします。

３　適用時期

平成23年4月1日以降の契約案件

４　注意事項

1. 当初設計金額が500万円の工事について

ア　設計変更等を行った結果、請負代金額が500万円を超えた場合であっても、兼務を認めます。

1. 請負代金額が3,500万円未満の建築一式工事以外の建設工事（建築一式にあっては7,000万円未満）について

ア　設計変更等を行った結果、請負代金額が建築一式工事以外の建設工事は3,500万円（建築一式にあっては7,000万円）を超えた時点で、兼務を認めません。

（３）現場代理人を兼務する場合、現場代理人の兼務届（市様式）を提出することとします。